

質問 1

大都市法は、さまざまな意味で欠陥だらけの法律だと考えています。投票権についてもまったく検討された形跡がなく、とにかく法さえつくればいい、という発想のもとにつくられたとしか思えません。

同じ地域で、ともに住み、働き、子を育て、老いていく人たちを、国籍という日々の実態とは何も関係ないもので差別するようなあり方は間違っています。法律をつくった国会が責任をもって改正すべきですし、全国で唯一、この住民投票を行い、また、行おうとしている大阪市が、国に対して法の改正を求める声を上げるべきだと考えます。ともに街をつくる外国籍の方の声さえ聞かないで、「身近な声が届く」制度改革などと言う資格はありません。

質問 2

日本共産党は、二度目の住民投票そのものに反対ですが、多数をもって再度住民投票を行うとしても、今年 11 月 1 日などと考え、その発信を続けることは許されないと考えています。以下に理由を記します。

- ① 新型コロナウイルス感染症は、現在、拡大がおさまっているとはいえ、集会や宣伝などについては大きな制約が続きます。また、2 波、3 波への不安や、コロナによる失業、廃業、収入減や生活の変化などなど、市民のくらしや精神状態は厳しいものがあります。大阪市の存廃を考えるどころではないし、内容を周知できるような環境でもありません。
- ② 住民投票の対象となる「協定書案」は新型コロナ以前のものです。コロナ以前の国の経済成長率に基づく、大阪市の収支の動向を前提に財政シミュレーションを行い、「住民サービスの維持に努める」と書き込むとか、大阪府からの配分を 10 年間は増額させたとか説明しています。けれども、新型コロナウイルスの影響で、市税収入は落ち込み、一方で休業補償、生活支援、景気対策で支出は増加し、大阪市の収支は大幅に悪化します。財政当局は、コロナの影響を踏まえた大阪市の中期的な収支の試算はいつ出せるかわかからないとしています。それくらい先行きが見えないのに、コロナ以前の試算で、特別区の財政を説明するなど市民をだますようなものです。コロナの影響を踏まえた財政シミュレーションにもとづいて議論することなしに、住民投票はできないはずで
- ③ 今回の感染拡大のなかで、公衆衛生機能や医療体制がいかに不十分なものであるか明確になりました。2 波、3 波や、新たな感染症に備えて、大急ぎでそれらを構築しなければなりません。夢洲開発や高速道路など不要不急の大型公共事業や、大阪市廃止の制度いじりなどはストップして、市民の命を守る大阪市づくりに、人・お金・エネルギーを振り向けるべき時です。

- ④ コロナ禍のもと、学校や地域などは、行事や交流をことごとく中止しています。秋に向けて、感染の状況を考慮しながらも、運動会はじめ行事を行い絆を深めようとしています。そんな時に、住民投票で地域を分断するなどひどすぎると思いますし、「11月1日住民投票」をちらつかされて日程調整にも苦慮しておられます。市民を大切に思うなら、「住民投票は当分やらない」と表明するのが当然だと考えます。